

証券コード 3557
2023年5月16日
(電子提供措置の開始日2023年5月10日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂1-12-32アーク森ビル23階
ユナイテッド&コレクティブ株式会社
代表取締役社長 坂 井 英 也

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第23期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

●当社ウェブサイト（IRライブラリ）

<https://ir.united-collective.co.jp/library/>

上記のウェブサイトアクセスいただき、「株主総会関連資料」「第23期定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議

決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月30日（火）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年5月31日（水曜日） 午後0時30分（受付開始 午後0時）
2. 場 所 リアライブ六本木カンファレンスセンター
東京都港区六本木1-7-27全特六本木ビルWEST棟4階
3. 目 的 事 項
報告事項 第23期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

（お知らせ）

1. 本定時株主総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産やお飲み物のご用意はございません。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

以上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2023年4月より本社機能に係るコストの削減及び業務の効率化のため、本社機能を東京都港区から東京都千代田区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。
- (2) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	定款変更案
第1章 総則 第1条～第2条 (省 略) 第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。	第1章 総則 第1条～第2条 (現行どおり) 第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、以下のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有 株式数
せき ひでただ 関 秀忠 (1977年8月13日)	2002年10月 2006年4月 2008年5月	舟辺・奥平法律事務所（現あきつ総合法律事務所）入所 Aflac（アメリカンファミリー生命保険会社）入社 弁護士法人ほくと総合法律事務所設立、同年6月、パートナーとして参画（現任）	—

- (注) 1. 関 秀忠氏は補欠社外監査役候補者であります。なお、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同氏が就任した場合、同取引所へ届け出を行う予定であります。
2. 関 秀忠氏は弁護士の資格を有しており、企業法務全般に関する専門的な知見を活かし、客観的かつ公正な立場で監査役職務を遂行できると判断し、補欠社外監査役をお願いするものであります。なお、同氏は過去に経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
3. 当社と関 秀忠氏との間に特別の利害関係はございません。
4. 関 秀忠氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定となっており、当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。関 秀忠氏が社外監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(自2022年3月1日 至2023年2月28日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、2022年3月にまん延防止等重点措置が解除されて以降、第7波及び第8波の到来で人流が増減を繰り返すなどCOVID-19の影響を受けましたが、政府や自治体による営業活動制限措置を伴わない感染防止対策により社会活動の回復が図られ、2023年1月には5類感染症への位置づけ変更など新たな方針が決定されたこと等により、COVID-19が与える経済への影響度合いは弱まりつつあります。一方、ウクライナ情勢や円安進行といったわが国の経済活動に大きな影響を与える事象は長期化しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、世界的なエネルギー資源価格の高騰や為替相場の影響により原材料費や光熱費が急激に上昇しており、また最低賃金の上昇や労働力人口の減少による人材不足により採用教育コスト等の人件費も引き続き上昇傾向にあるため、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社におきましては、業態集約によるリソースの最適化・段階的な値上げ施策・食材ロスの削減や適切な人員配置のためのKPI設定等により、主要コストのコントロールを徹底してまいりました。また、店舗QSC向上の取り組み強化・「てけてけ」における「ハイボールもサワーもお席で飲みたい放題」や「the 3rd Burger」における「サード飯」など商品開発をフックとした集客施策の実施・グルメサイト掲載やイベント企画など広報マーケティング施策の強化等により、トップラインの底上げを図ってまいりました。これらの取り組みの結果、当事業年度最終月の2023年2月において、2020年対比の既存店売上高は81%まで回復しております。

なお、当事業年度は新規出店はなく、11店舗（てけてけ6店舗、the 3rd Burger3店舗、手練れ1店舗、フランチャイズ1店舗）を退店し、当事業年度末における店舗数は88店舗（前年同期比11店舗減）となりました。

以上の結果、売上高は5,349,931千円（前年同期比96.4%増）となり、売上総利益は3,951,966千円（前年同期比101.2%増）、営業損失は1,092,214千円（前年同期は営業損失1,854,108千円）、経常損失は894,213千円（前年同期は経常損失154,414千円）、当期純損失は1,287,953千円（前年同期は当期純損失456,463千円）となりました。

(2) 資金調達の状況

当事業年度においては、新株予約権の行使により166,171千円の調達を行いました。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は、55,506千円であります。その主な内訳は厨房機器の入替えや空調設備の改修などの修繕、セルフレジや基幹システムなど新設備の導入に係る設備投資であります。当事業年度の新規出店店舗はございません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第20期 (2020年2月期)	第21期 (2021年2月期)	第22期 (2022年2月期)	第23期 (当事業年度) (2023年2月期)
売上高 (千円)	8,004,683	3,351,977	2,723,817	5,349,931
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	126,865	△1,297,542	△154,414	△894,213
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	36,284	△1,624,258	△456,463	△1,287,953
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	12.05	△539.33	△142.80	△387.02
総資産 (千円)	5,476,237	5,615,938	5,764,224	4,214,778
純資産 (千円)	1,640,652	33,737	376,367	△743,302
1株当たり純資産額 (円)	544.86	7.89	△44.49	△374.90

- (注) 1. 第22期以降の1株当たり純資産額について、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
2. 第22期以降の1株当たり当期純損失について、優先株式に係る配当額を控除して算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

2023年5月にCOVID-19が5類感染症に位置づけ変更されるなど、経済活動の更なる回復が期待される一方で、ウクライナ情勢やエネルギー資源価格高騰の更なる長期化の懸念に加え、2022年12月には国内消費者物価の前年比上昇率が4%に達するなど、わが国経済では40年ぶりの物価上昇となり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、飲食を伴う花見の解禁や訪日外客数の回復など、経済活動が正常化し外食需要が回復に向かう兆しが見られる一方で、原材料費や光熱費といったコストの高止まり・更なる上昇や、人材不足による採用教育コストの増加、さらには物価上昇に伴う賃金上昇気運の高まりによる人件費の上昇など、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社におきましては、「てけてけ」のリモデル店舗及び新業態、新商品の開発により新たな客層・マーケットの獲得を図りつつ、既存業態の店舗QSC向上・管理体制強化により、トップラインの早期回復を目指します。また、不採算店を中心に戦略的な退店を推し進め、本社を縮小移転することで、店

舗固定費や本部管理コストを大幅に削減し、人材等のリソースを好調店舗に集中させ収益を生み出す体制の構築を目指します。

① 「PPM戦略 (Preparation Process Management)」の推進

2022年2月期に立ち上げた自社加工拠点「PPMセンター」は予定通り順調に稼働しております。外食ならではの圧倒的な商品力と、食品工場に匹敵する高い生産性を目指し、それぞれの業態、それぞれの商品において、緻密な調理工程管理を行い、このような状況下においても安定した商品提供とコスト管理が行える体制を構築し、利益の確保に努めてまいります。

② 「てけてけ」のリモデル店舗の開発及び既存ブランドの新商品開発

COVID-19やSNSの発達など近年の社会変化により、外食動機が変化し新たなニーズが生まれております。既存店のブランドコンセプトや想定利用シーンを見直し、メインブランド「てけてけ」のリモデル化や新商品開発を推し進め、既存店のトップラインの早期回復を図ります。

③ 新業態開発及び新規出店の推進

「てけてけ」「the 3rd Burger」に並ぶ事業化を目標に、直営による新規出店に加えフランチャイズによる店舗展開を視野に入れ、時代のトレンドに合わせた新たな飲食業態の開発を推し進めます。2024年2月期は新業態の新規出店を2店舗計画しております。

④ 店舗QSCレベルの向上

人材採用・研修教育・各種マニュアルの強化・再整備を行い、全店舗において店舗QSCレベルの向上を推し進めてまいります。原材料費や光熱費などの物価高騰の影響を価格転嫁により吸収しつつ、サービスレベルを強化することでお客様の体験価値向上を図ります。

⑤ 不採算店の撤退及び徹底したコスト管理・経費削減の取組み

COVID-19以降、家賃減額交渉・外部委託費の本部コスト削減を推し進めてまいりましたが、2024年2月期はより一層の効率的な経営体制の構築を目指します。具体的には、回復見込みの薄い不採算店を退店し、本社を縮小移転するなどして、店舗固定費や本部コストを大幅に削減しつつ、人材等のリソースを好調店舗に集中させることで収益を生み出す体制を目指します。

(6) 主要な事業内容

当社は首都圏を中心に「鶏料理居酒屋てけてけ」、「バーガーカフェ the 3rd Burger」の2ブランド88店舗を展開しています。

(7) 主要な営業所

業態	店舗数	主要店舗
てけてけ	75店	新宿総本店・赤坂見附店・池袋駅前店・飯田橋東口店
the 3rd Burger	13店	アークヒルズサウスタワー店・新宿大ガード店

(8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
121名	△7名

(注) 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	900,000 千円
株式会社みずほ銀行	772,305
株式会社三井住友銀行	542,750
株式会社商工組合中央金庫	539,000
株式会社日本政策投資銀行	500,000

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保することを基本方針としており、現状では配当は行っておりません。将来的には、株主に対する利益の還元が経営上重要な課題の一つとなることを十分認識しております。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

- | | |
|----------|-------------|
| ① 普通株式 | 12,045,200株 |
| ② A種優先株式 | 500株 |

(2) 発行済株式総数

- | | |
|----------|------------|
| ① 普通株式 | 3,454,300株 |
| ② A種優先株式 | 500株 |

(3) 当事業年度末の株主数

- | | |
|----------|--------|
| ① 普通株式 | 7,972名 |
| ② A種優先株式 | 1名 |

(4) 大株主

① 普通株式

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
坂井 英也	871,800 株	25.2 %
パトリック&カンパニー株式会社	820,000 株	23.7 %
サントリー酒類株式会社	200,000 株	5.7 %
アサヒビール株式会社	102,700 株	2.9 %
矢野 秀樹	40,000 株	1.1 %
宝酒造株式会社	34,200 株	0.9 %
BNYM SA/NV FOR BNY G CM CLIENT ACCOUNTS M L SCB RD	8,000 株	0.2 %
渡邊 烈任	6,100 株	0.1 %
江藤 博文	5,400 株	0.1 %
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	5,300 株	0.1 %

(注) 当社は、自己株式を180株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

② A種優先株式

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
DB J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限 責任組合	500 株	100.0 %

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2020年6月17日
区分	取締役（社外取締役を除く）
保有者数	2名
新株予約権の数	300個
目的となる株式の数	30,000株
目的となる株式の種類	普通株式
権利行使時1株当たりの行使価額	1,263円
権利行使期間	2023年7月3日～2030年6月17日

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

2021年1月22日開催の取締役会決議に基づき発行した行使価格修正条件付き新株予約権

	第7回新株予約権
新株予約権の数	3,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式300,000株 (本新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり204円
新株予約権の払込期日	2021年2月8日

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初行使価額 1,551円 2021年3月8日以降、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「行使価額修正決議」という。）により、行使価額修正決議を行う日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に行使価額の修正を行うことができるが、修正後の行使価額は635円を下回ることとはできないものとする。修正後の行使価額は、行使価額修正決議がなされた日の翌日以降適用される。
新株予約権の行使期間	2021年2月9日～ 2024年2月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	株式会社SBI証券

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂 井 英 也		
取締役副社長	矢 野 秀 樹	営業本部長	
取 締 役	金 田 欧 奈		ベーシック・キャピタル・マネジメント(株) 代表取締役社長 豊創フーズ(株) 代表取締役会長 (株)KYT 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	横 山 隆 治		
監 査 役	山 下 彰 俊		山下法律事務所 代表
監 査 役	兒 玉 洋 貴		ALEX会計事務所 代表 ノバルス(株) 監査役 タウンイノベーション(株) 取締役

- (注) 1. 取締役金田欧奈氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役横山隆治、監査役山下彰俊および監査役兒玉洋貴の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役横山隆治氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役山下彰俊氏は、弁護士の資格を有しております。監査役兒玉洋貴氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役金田欧奈、常勤監査役横山隆治、監査役山下彰俊および監査役兒玉洋貴4氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、会計監査人等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料につきましては当社が全額負担をしております。当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。ただし、被保険者による犯罪行為又は詐欺行為等に起因する損害を除くなどの一定の免責事由を定めているほか、免責金額の定めなども設けており、当該免責金額に至らない損害については填補の対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取 締 役	70,092	67,397	2,695	3
うち 社 外 取 締 役	2,640	2,640	—	1
監 査 役	9,840	9,840	—	3
うち 社 外 監 査 役	9,840	9,840	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2016年12月14日開催の臨時株主総会の決議による年額500,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）であり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
2. 監査役の報酬額は、2016年12月14日開催の臨時株主総会の決議による年額50,000千円以内であり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
3. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。なお、割当ての際の条件等の概要につきましては、本招集通知11頁を参照ください。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	金 田 欧 奈	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、投資ファンドでの経験や外食をはじめとする多分野の事業における経験に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	横 山 隆 治	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会13回全てに出席しております。事業法人における監査役としての経験と知見に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	山 下 彰 俊	当事業年度に開催された取締役会13回中11回に出席し、監査役会13回中12回に出席しております。弁護士としての法的識見に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	兒 玉 洋 貴	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会13回全てに出席しております。公認会計士としての経験と知見に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、前事業年度までの監査実績の分析、当事業年度の監査計画と実績の状況精査、当事業年度の監査時間、配員計画等を考慮した監査報酬見積について、相当であると判断したためです。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制に関して下記の通り定め、業務の適正性を確保するための体制構築に努めております。

(a) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項の決定を行うこととしており、内部統制の基本方針を定め、適切に内部統制システムを運用し、それに基づいた職務執行についての監督を行っています。また、取締役においては、監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受けるものとしています。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営および業務執行に関する重要な情報は、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録・保存することとしています。また必要に応じて、関連規程は適時見直し等の改善を行っております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長は、取締役副社長をリスク管理の統括責任者として任命し、リスク管理委員会の設置を命じています。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各取締役・各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制づくりを進めています。

(d) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役社長は、取締役副社長をコンプライアンス管理の統括責任者として任命し、「コンプライアンス規程」等に従い、内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するものとしています。万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、取締役副社長を中心に、取締役社長、取締役会、監査役会、必要によっては顧問弁護士等に報告される体制を構築しています。また、業務上の報告経路の他、「内部通報制度」を設け、社内外に匿名で相談・申告できる体制を敷き、事態の迅速な把握と是正に努めています。

(e) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率的な執行を確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定め、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時開催を行います。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を設置はしていませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を設置することができます。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会以外にも部門会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることとしています。また、取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な議案や決定事項、その他の重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告することとしています。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を行います。また、会計監査人及び内部監査担当とも意見や情報の交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役3名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月1回の定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(b) 監査役会

会社法関連法令に基づいて監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、監査役3名（常勤1名、非常勤2名）体制で毎月1回以上開催されております。

(c) 経営会議

経営会議は、当社の取締役（常勤）及び常勤監査役で構成しており、毎週1回開催し、当社の経営に関する重要事項である業務執行における予算進捗状況の確認等を中心に、当社の業務遂行状況に関する報告及び審議を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図ることを目的としております。

(d) 内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、監査計画に基づく当社の全部門及び全店舗を対象として内部監査を実施しております。監査結果は、実施した都度、代表取締役社長及び取締役会へ報告を行っております。

(e) 監査役監査

当社の監査役は、常勤1名、非常勤2名の計3名選任されております。各監査役は、毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、定例取締役会にて報告を行っております。その他、取締役会への出席や、取締役・従業員からの報告聴取など法律上の権利行使のほか、独立的立場から取締役の業務執行の監視を行っております。また、会計監査人や内部監査担当部門責任者とも連携を取っており、実効性のある監査活動に取り組んでおります。

(f) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社では、定期的に監査役及び内部監査担当者が共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有をして連携を図っております。具体的には、監査計画策定時において協議を行う他、会計監査人による監査に必要な応じて監査役又は内部監査担当者が立ち会っております。また、会計監査人の監査結果について監査役、内部監査担当者はフィードバックを受け、問題点等の確認を行うなどフォローアップも行っております。これらの監査と内部統制部門との関係につきましては、それぞれの監査結果について情報共有及び意見交換を行うことで、監査の実効性を確保することに努めております。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,910,587	流 動 負 債	1,498,293
現 金 及 び 預 金	1,499,154	買 掛 金	219,050
売 掛 金	198,184	1年内返済予定の長期借入金	661,247
商 品 及 び 製 品	41,706	未 払 金	116,757
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	122	未 払 費 用	185,093
前 払 費 用	125,928	前 受 金	25,486
そ の 他	45,491	未 払 法 人 税 等	22,466
		未 払 消 費 税 等	158,768
		預 り 金	25,379
		株 主 優 待 引 当 金	30,088
		資 産 除 去 債 務	53,955
		固 定 負 債	3,459,787
		長 期 借 入 金	3,268,160
		長 期 前 受 金	146,739
		長 期 預 り 保 証 金	3,000
		資 産 除 去 債 務	35,462
		繰 延 税 金 負 債	6,424
		負 債 合 計	4,958,080
固 定 資 産	2,304,190	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	1,361,906	株 主 資 本	△764,563
建 物	2,594,834	資 本 金	93,085
減 価 償 却 累 計 額	△1,370,620	資 本 剰 余 金	2,025,641
建 物 (純 額)	1,224,213	資 本 準 備 金	784,363
工 具、器 具 及 び 備 品	502,357	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,241,277
減 価 償 却 累 計 額	△364,663	利 益 剰 余 金	△2,882,858
工 具、器 具 及 び 備 品 (純額)	137,693	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,882,858
無 形 固 定 資 産	8,085	繰 越 利 益 剰 余 金	△2,882,858
ソ フ ト ウ ェ ア	7,999	自 己 株 式	△432
商 標	12	新 株 予 約 権	21,260
そ の 他	72	純 資 産 合 計	△743,302
投 資 そ の 他 の 資 産	934,198	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,214,778
出 資 金	30		
長 期 前 払 費 用	18,326		
敷 金 及 び 保 証 金	915,417		
そ の 他	424		
資 産 合 計	4,214,778		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2022年3月1日 至2023年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	701,277	1,241,277	1,942,555	△1,589,455
会計方針の変更による累積的影響額					△5,450
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,000	701,277	1,241,277	1,942,555	△1,594,905
当期変動額					
新株の発行	83,085	83,085		83,085	
当期純損失(△)					△1,287,953
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	83,085	83,085	—	83,085	△1,287,953
当期末残高	93,085	784,363	1,241,277	2,025,641	△2,882,858

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
	利益剰余金 合計				
当期首残高	△1,589,455	△432	362,667	13,699	376,367
会計方針の変更による累積的影響額	△5,450		△5,450		△5,450
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,594,905	△432	357,217	13,699	370,917
当期変動額					
新株の発行			166,171		166,171
当期純損失(△)	△1,287,953		△1,287,953		△1,287,953
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			—	7,561	7,561
当期変動額合計	△1,287,953		△1,121,781	7,561	△1,114,220
当期末残高	△2,882,858	△432	△764,563	21,260	△743,302

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

…最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

…最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～15年
車両運搬具	3年
工具、器具及び備品	2～15年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

なお、当事業年度においては、賞与引当金を計上しておりません。

（3）株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見

込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 直営店売上

顧客から対価を受領した時点で収益を認識しております。

(2) FC関連収入

フランチャイズ契約に係る収入のうち、加盟金については、当該対価を契約期間に基づいて一定の期間にわたり均等に収益を認識し、ロイヤリティ収入については、フランチャイズ店の売上高の発生に応じて収益を認識しております。

【会計方針の変更に関する注記】

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、フランチャイズ契約による加盟金については、従来は一時点で収益を認識しておりましたが、契約期間にわたって認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高及び売上総利益は従来 of 会計処理と比較して3,400千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ同額減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は5,450千円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

【会計上の見積りに関する注記】

計算書類の作成にあたり、当社経営者は将来に関する合理的な見積り及び仮定の設定を行っておりますが、その見積り及び仮定には不確実性が存在し、実際の結果と異なる可能性があります。当事業年度において経営者の見積り及び判断を行った項目のうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

店舗固定資産 1,323,055千円

店舗減損損失 465,662千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社は、飲食店のチェーン展開を営んでおり、店舗運営用の建物等の資産を保有し、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候があると認められる店舗につきましては、該当する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要となった場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は「使用価値」により決定しております。「使用価値」は、店舗別の事業計画を基に検討しており、各店舗の売上高及び営業利益の予測は、COVID-19の収束時期、COVID-19が拡大する前後の実績、現在及び将来見込まれる経営環境等を総合的に考慮して見積っております。また、当事業年度において退店を意思決定した店舗については、「使用価値」がないものとして減損損失の対象としております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、COVID-19収束後の売上高、原材料価格、人件費等の予測であります。COVID-19収束後の売上高見込みは、COVID-19が拡大する前後の実績を踏まえた上で算定しております。COVID-19の影響を正確に見通すことは困難であるものの、2024年2月期は2020

年2月期比で約85%まで既存店売上高が回復するものと仮定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

現時点でCOVID-19の影響を正確に見通すことは困難であり、将来の不確実性が高い状況であるため、COVID-19の感染状況や経営環境の悪化等により売上高が乖離した場合など、仮定の見直しが必要となった場合、減損損失を計上する可能性があります。

【損益計算書に関する注記】

1. 助成金収入

当事業年度の営業外収益に計上されている助成金収入は、COVID-19にかかる営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金であり、特別利益に計上されている助成金収入は雇用調整助成金等であります。

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都	(店舗) てけてけ 14店舗 the 3rd Burger 8店舗 手練れ 1店舗 (本社等) 本社	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用 ソフトウェア ソフトウェア仮勘定	380,841
埼玉県	(店舗) てけてけ 2店舗 (本社等) PPMセンター	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	16,675
神奈川県	(店舗) てけてけ 1店舗 the 3rd Burger 2店舗	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	87,330
大阪府	(店舗) てけてけ 1店舗	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	1,564

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

てけてけ、the 3rd Burger、手練れ対象店舗につきましては、本部経費配賦後の店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しております。

また、減損損失の内訳は建物393,615千円、工具、器具及び備品81,200千円、長期前払費用9,078千円、ソフトウェア999千円、ソフトウェア仮勘定1,520千円であります。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当事業年度末株式数
普 通 株 式	3,454,300株
A 種 優 先 株 式	500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	180	—	—	180

3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 157,000株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	879,795千円
減価償却超過額	198,899千円
資産除去債務	30,929千円
協賛金	58,501千円
未払事業所税	4,032千円
新株予約権	7,247千円
株主優待引当金	10,642千円
未払費用	13,562千円
その他	7,962千円

繰延税金資産小計	1,211,573千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△879,795千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△331,778千円
評価性引当額小計	△1,211,573千円
繰延税金資産合計	一千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	6,424千円
繰延税金負債合計	6,424千円
繰延税金負債純額	6,424千円

(注) 1 評価性引当額が434,999千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額307,667千円の増加及び将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額127,331千円増加によるものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	879,795	879,795
評価性引当額	—	—	—	—	—	△879,795	△879,795
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては元本の保証された短期的な預金に限定し、資金調達につきましては銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているものの、その96%がクレジットカード会社等の回収代行業者に対するものであり、リスクは限定的

であります。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。未払法人税等は、決算日から3ヵ月以内に納付する予定です。未払消費税等は、決算日から2ヶ月以内に納付する予定です。

借入金は主にCOVID-19感染拡大とその長期化に備え、制度融資などを活用し、必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長として20年以内であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	915,417	915,472	55
資産計	915,417	915,472	55
長期借入金 ※1	3,929,407	3,700,784	△228,623
長期前受金 ※2	172,226	172,278	52
負債計	4,101,634	3,873,063	△228,570

※1 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

※2 長期前受金には1年以内償却予定の長期前受金を含めております。

(注) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	661,247	671,899	439,745	344,265	325,554	1,486,697

合計	661, 247	671, 899	439, 745	344, 265	325, 554	1, 486, 697
----	----------	----------	----------	----------	----------	-------------

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先度が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	915, 472	—	915, 472
資産計	—	915, 472	—	915, 472
長期借入金	—	3, 700, 784	—	3, 700, 784
長期前受金	—	172, 278	—	172, 278
負債計	—	3, 873, 063	—	3, 873, 063

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価につきましては、合理的に見積った返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期前受金

長期前受金の時価につきましては、合理的に見積った償却予定時期に基づき、その金額を国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び主要株主(個人の場合に限る)

(単位：千円)

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員	坂井英也	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 25.2%	債務被 保証	債務被 保証	221,891	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は店舗の賃借料について債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額は賃借料の年額を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △374円 90銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失(△) | △387円 02銭 |

(注) 算定上の基礎は次のとおりであります。

- 1株当たり純資産額について、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
- 1株当たり当期純損失について、優先株式に係る配当額を控除して算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

1. 第7回新株予約権の取得及び消却

当社は、2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき、2021年2月8日に発行した当社第7回新株予約権につきまして、残存する全てを取得し消却いたしました。

(1) 取得及び消却した新株予約権の内容

(1) 銘柄	ユナイテッド&コレクティブ株式会社 第7回新株予約権
--------	-------------------------------

(2)	買入日	2023年3月1日
(3)	買入個数・金額	第7回新株予約権1,570個 1個につき金204円（総額320,280円）
(4)	買入資金	自己資金
(5)	消却日	2023年3月2日
(6)	消却後の残存 新株予約権数	0個

(2) 新株予約権の取得及び消却の理由

2021年2月8日に発行した本新株予約権は、COVID-19の影響が不透明な中、業績の回復及び長期的な収益構造の改善を行うため、既存ブランドの強化及びリブランド、新ブランドの開発・出店、Eコマース等の新しい食の事業への参入に係る資金調達を目的として発行いたしました。しかしながら、「1. 会社の現況に関する事項 (5) 対処すべき課題」に記載のとおり、抜本的な改革を伴う転換を行うための新たな資金調達が必要と考えており、本新株予約権による資金調達を継続していく選択を含め本割当先と協議した結果、第7回新株予約権の取得及び消却を行い、新たに第三者割当による第8回乃至第10回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行することといたしました。

2. 第三者割当による新株予約権の発行

当社は、2023年2月15日開催の取締役会において、EVO FUNDを割当先とする第8回乃至第10回新株予約権の発行を行うことを決議し、2023年3月3日に本新株予約権の発行価格総額の払込が完了いたしました。

(第8回乃至第10回新株予約権の発行の概要)

(1)	割当日	2023年3月3日
(2)	発行新株予約権数	15,000個 第8回新株予約権：5,000個 第9回新株予約権：5,000個 第10回新株予約権：5,000個
(3)	発行価額	総額1,870,000円 第8回新株予約権1個当たり142円 第9回新株予約権1個当たり126円 第10回新株予約権1個当たり106円
(4)	当該発行による 潜在株式数	1,500,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも623円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,500,000株であります。

(5) 調達資金の額	1,748,870,000円 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	第8回新株予約権:当初行使価額1,170円 第9回新株予約権:当初行使価額1,176円 第10回新株予約権:当初行使価額1,182円 本新株予約権の行使価額は、行使の際に発行要項第17項記載の行使請求の効力が発生する都度（以下「修正日」といいます。）、その直前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日における終値）の94%（第8回新株予約権）、94.5%（第9回新株予約権）又は95%（第10回新株予約権）にそれぞれ相当する金額の1円未満を切り捨てた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額（但し、当該金額が下限行使価額（当初623円）を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。 なお、本新株予約権割当後の各取引日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、行使価額及び下限行使価額は当該事由を勘案して調整されることがあります。
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8) 権利行使期間	2023年3月6日（当日を含む。）から2026年4月6日（当日を含む。）までとします。

3. 第8回新株予約権の行使による増資

2023年3月1日から4月24日の間に第8回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

- ① 行使新株予約権の個数 480個
- ② 資本金の増加額 26,790千円

③ 資本準備金の増加額 26,790千円

④ 増加した株式の種類及び株数 普通株式 48,000株

以上の結果、2023年4月24日現在の発行済株式総数は3,502,300株、資本金は119,875千円、資本準備金は811,153千円となっております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

カテゴリー別	飲食事業	合計
直営店売上	5,339,371	5,339,371
FC関連収入	10,559	10,559
顧客との契約から生じる収益	5,349,931	5,349,931
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	5,349,931	5,349,931

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月24日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 阿部 海輔
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 福田 健太郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユナイテッド&コレクティブ株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月24日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社 監査役会

常勤監査役 横山 隆治 ⑩
(社外監査役)

社外監査役 山下 彰俊 ⑩

社外監査役 兒玉 洋貴 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 「リアライブ六本木カンファレンスセンター」
東京都港区六本木1-7-27 全特六本木ビルWEST棟4階



交通 東京メトロ南北線
「六本木一丁目駅」 2番出口より徒歩1分